参考１

種の保存法における譲渡し等の規制について

国際希少野生動植物種（法§４④）

種の保存法施行令別表第２に掲げる種

（国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物種）

輸出入の禁止
（法§15）

譲渡し（あげる、もらう、売る、買う、貸す、借りる）等の禁止
（法§12）

（○学術研究等の目的であれば個別に許可を受けることにより譲渡し等が可能となる）

販売又は頒布の目的での陳列の禁止
（法§17）

法§２０①の登録

【**登録要件**（施行令第４条）】
施行令別表第２の表２に掲げる種（国際希少野生動植物種）のうち、
○**施行令別表第６に掲げる種（個体群）**
　ワシントン条約締約国会議において商業取引が認められた個体群又は個体等
○条約適用前に取得した個体等
○国内繁殖した個体等

譲渡し等可能
（法§12①五）

・登録票とともにすることが必要
・譲受け等についての届出が必要

陳列可能
（法§17）

・登録票の備え付けが必要